

東日本大震災の復興施策の総括に関する  
ワーキンググループ（第5回）  
議 事 録

東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ（第5回）

1. 日 時 令和元年10月16日（水）13:00～14:12

2. 場 所 中央合同庁舎4号館6階621会議室

3. 議 事

（1）東日本大震災の復興施策の総括について

（2）意見交換

4. 議事録

次頁以降のとおり

5. 出席者（敬称略）

ワーキンググループ構成員

秋池	玲子（座長）	ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
増田	寛也（座長代理）	東京大学公共政策大学院客員教授
姥浦	道生（構成員）	東北大学災害科学国際研究所准教授
藤沢	烈（構成員）	一般社団法人RCF代表理事

○秋池座長

それでは、時間前ではあるのですが、皆様、おそろいになられましたので、ただいまより第5回「東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ」を開催いたします。

構成員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございました。

本日は、白波瀬構成員、田村構成員、松本構成員は御欠席です。

また、本日も、復興庁に加えて、各省及び被災3県の担当者が陪席なさっていますので、どうぞよろしく願いいたします。

議事に入ります。

資料の順番が前後いたしますが、資料3として、第4回ワーキンググループにおいて、御質問のありました福島県における復興まちづくりについて、お手元にお配りしています。こちらは、事務局より、既に構成員の皆様へ送付させていただいているものです。

資料4として、第4回の議事要旨をお配りしています。

それでは、本日は、東日本大震災の復興施策の総括の取りまとめ案について、御議論いただきたいと思います。

資料1、資料2、机上配付資料を御覧ください。机上配付資料は、番号ではなくて、右肩にそう書いてある資料であります。

それらで、ワーキンググループにおけるこれまでの議論を踏まえて、取りまとめ案を作成いたしました。構成員の皆様には、事前に送らせていただいておりますが、改めて事務局から説明をお願いいたします。

○石田総括官

それでは、資料1、資料2、机上配布資料とございますが、後で机上配付資料の1番の本体の案で細かく説明いたしますので、まず最初、資料1で構成を御説明し、机上配付資料で中身の説明をするという流れをさせていただければと思っております。

資料1を御覧ください。

全体の中の「はじめに」に導入がございますが、その次に、前の御意見を踏まえまして「Ⅰ．概論」ということで、前例のない支援であったということ、また、津波は総仕上げ、原子力被災地は本格化というような、全体をどう見ているかといった、全体の進捗の概要を概論で書かせていただこうとしております。

その上で「Ⅱ．各分野における取組」と「Ⅲ．復興を支える仕組み」こちらで御説明、御議論した形をある程度踏まえながら、整理をさせていただく構成にしております。

「Ⅱ．各分野における取組」につきましては「1．被災者の支援（健康・生活支援）」心のケアや子供の支援、2番としまして、まちづくり、生活環境の整備の関係、また、（2）として、交通基盤、物流網の関係「3．産業・生業の再生」として、産業復興、観光、農

林水産業の関係「4. 原子力災害からの復興・再生」として、事故収束、放射性物質の除去などの関係、帰還に向けた取り組みなど、また、イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積、事業者・農林漁業者の再建、風評払拭などの推進「5. 『新しい東北』の想像」「6. ボランティア、NPO等の多様な主体との協働」「7. 復興の姿の発信、記憶・教訓の継承」です。

「Ⅲ. 復興を支える仕組み」としましては「1. 復旧・復興事業の規模と財源」「2. 法制度」「3. 自治体支援」としております。法制度の中は、特区法、特別措置法、支援機構法に分けて記載をする。

最後に「おわりに」ということで、まとめを書くという形の公正とさせていただいております。

それを踏まえまして、中身の説明をさせていただきます。

#### ○菊地参事官

続きまして、お手元に配りました分厚いホチキスどめの机上配付資料、総括（案）という資料に基づきまして、少しお時間をいただきまして、御説明をします。

おめくりいただきまして「はじめに」というところです。本ワーキンググループの設置の経緯、活動の根拠に触れた後、上から4つ目の段落でございますが、復興の各分野、また、特区法などの法制度等について、総括を行いました。

次の段落でございますが、復興期間の途上でございますけれども、審議時間の制約もございまして、復興の基本方針の記載を受けて設置されたという経緯も踏まえまして、復興の基本方針に基づく政府の取り組みを中心に総括を行うこととした。

最後の段落でございますが、復興・創生期間以降の支援のあり方を検討する場として、今後の対応が必要な点の抽出に取り組んだ。さらに今後、起こり得る防災・減災対策につながるよう、教訓にも触れることとした。以上が「はじめに」でございます。

4ページ「Ⅰ. 概論」でございます。中で大きく3つに分けておりまして「Ⅰ. 経験したことのない複合的な大災害」であったこと「2. 前例のない手厚い支援」を講じたこと、また、進んでいただきまして、6ページ「3. 復興の進捗」この3章構成にしております。

4ページの「1. 経験したことのない複合的な大災害」のところですが、巨大地震、巨大な津波が発生したこと、東京電力福島第一原発事故によりまして、複合的な災害となつて、国難となったことを書いております。

「2. 前例のない手厚い支援」といたしまして、東日本大震災復興基本法に基づき、復興期間を10年として、前半を集中復興期間、後半を復興・創生期間と位置づけた取り組みをしてきたところであります。

5ページにお進みいただきまして、前例のない手厚い支援といたしましては、激甚災害としての指定があったわけでございますけれども、これにさらに加えて、上から10行目過ぎぐらいからでございますが、東日本大震災に対処するための特別の財政援助助成法

によりまして、措置を講じました。また、復興特区法や福島復興再生特別措置法の制定がございました。自治体への人的資源の確保や財政運営を支える手厚い措置が講じられました。支援機構法が制定されました。

こういった仕組みのほか、各分野の施策におきましても、被災者支援のきめ細かいもの、グループ補助金、イノベーション・コースト構想による産業基盤の創出や新しい東北の想像などの新しい措置も講じました。さらに復興庁という組織面での対応もしたということでございます。

6 ページ、取り組みの特徴として、民間の力を生かす、ボランティア、NPO、大学、民間企業等との多様な主体の連携が特徴でございました。

なおといたしまして、東日本大震災を教訓として、平成25年に大規模災害復興法が制定されております。

「3. 復興の進捗」であります。ここは進捗状況についての評価にわたる部分でございますが、地震・津波被災地域におきましては、着実な進展です。

次に、原子力災害被災地域においては、本格的な復興・再生に向けた動きが始まっているとしております。

ただし、最後の7ページになりますが、今後の対応が必要となる課題も明らかとなっているということでございます。

8 ページでございます。以上の概論を踏まえて、ここからが各論でございます。全体の構成を申し上げますと、まず「1. 被災者支援」という項目立ての中に、小項目として「(1) 心のケア等の被災者支援」という項目を設けております。

この中に概要といたしまして、①これまでの取り組み、②これに基づく成果を記載しております。成果の部分は、これまでワーキンググループでの事務局説明に用いた資料等を用いて、数字を使った御説明をする部分でございます。③といたしまして、今後の課題、④といたしまして、今後の大規模災害に向けた教訓、以上の4つを分野ごとに重ねて書いていくという構成をとっております。

時間の都合で、四角の中の概要の部分を中心に、この後、各ページを御説明してまいります。

8 ページですが、①②は御覧いただいているとおりでございます。

今後の課題としまして、コミュニティ形成、心身のケアなど、支援のあり方を検討する必要、原子力災害被災地域からの避難の長期化の状況を踏まえた丁寧な支援が必要である。

④今後の教訓でございますが、関係者とのネットワークの構築と教訓の共有が必要である、こういったまとめ方をしております。

以下、9 ページ以降は、今の①②③④という構成ごとに、記述を連ねていくスタイルをとらせていただいております。

12ページにお進みください。「(2) 被災した子どもに対する支援」でございます。こ

ここからは、時間の都合上、③今後の課題と④大規模災害に向けた教訓、ここを中心に御説明をまいります。

③といたしましては、子供の状況や過去の災害における状況を踏まえ、必要な支援を検討します。

教訓といたしましては、被災した児童生徒・学校に対する支援には、長期的な支援が必要、学校における防災対策・意識啓発が必要であるというまとめでございます。

14ページへお進みください。「2. 住まいとまちの復興」です。住宅再建・復興まちづくり、生活環境の整備でございます。

③今後の課題ですが、整備された宅地や防災集団移転の移転元地などの有効利用、有効活用が重要でございます。復興のために整備されたインフラについて、継続的に維持管理をしていくことが必要である。

教訓のところでございますが、復興の加速化措置を累次にわたってとられましたので、こういったノウハウの継承、各自治体等において、復興を見据えた事前準備が必要という指摘でございます。

17ページをお願いします。「(2) 被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等」という項でございます。

③の今後の課題は、先ほどの再掲でございます。

④でございますが、災害廃棄物の御議論をいただきました。ネットワーク構築や各地域での計画策定、平時からの備えが重要という指摘でございます。

20ページへお願いいたします。ここからは「3. 産業・生業の再生」のパートでございます。まず「(1) 産業復興の加速化」です。

③今後の課題ですが、製造品出荷額などは回復しておりますけれども、沿岸部の自治体間で、回復の状況には幅がございますので、引き続き、課題がある。復興特区税制には、対象地域を見直した上、延長の検討が必要。人材確保対策について、触れております。

今後の教訓でございますが、事業者の皆様は補助金などを活用していただく際には、よりきめ細やかな情報提供や助言をしたほうがよりよかったのではないかと御指摘がありましたので、盛り込んでおります。

23ページをお願いします。ここからは「(2) 観光の復興」の関係であります。

24ページですが、今後の課題といたしまして、東北各県における観光施策のさらなる展開、福島県においては、特に根強く残る風評被害での影響がまだございます。

今後の教訓のところですが、代表例として1つ書かせていただきましたのは、復興ツーリズムのような災害の経験などを現地で体験できるプログラム、これが有効ではなかろうかということでございます。

25ページ「(3) 農林水産業の再生」であります。

今後の課題でございますが、農地復旧の完了と福島県での営農再開、水産加工品の売り上げ回復が課題でございます。

26ページにお進みいただきまして、生産インフラの復旧とともに、営業上の損害の回復につながるような支援が重要であるという教訓、復旧にとどまらず、農地の大区画や最先端技術の導入など、産地の高度化に資するような取り組みが必要であると、教訓の部分で整理をしております。

28ページへお進みください。「4. 原子力災害からの復興・再生」の部分でございまして、28ページの一番下「(1) 事故収束(廃炉・汚染水対策)」の部分でございまして。

29ページにお進みいただきまして、事故収束の部分につきましては、引き続き、安全確保を最優先に中長期的な取り組みの継続をお願いしたいというのが、ワーキンググループとしての取りまとめの案でございまして。

30ページへお進みください。「(2) 放射性物質の除去等」の部分でございまして。

今後の課題の部分でございまして、除染土壌や汚染廃棄物の安全かつ速やかな対処の継続、それに向けて、取り組みの推進等が課題であるというまとめにしております。

31ページであります。「(3) 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等」の部分であります。

32ページであります。今後の課題であります、帰還に向けた環境整備を進めるとともに、交流人口・関係人口の拡大や移住の促進のための取り組みが必要、帰還困難区域を抱える自治体の状況が異なりますので、きめ細かな対応が必要、特定復興再生拠点区域外の拠点外については、検討を進める、○の3つ目であります、避難生活の長期化や帰還のおくれなどの事情がございまして、長期避難者の方々に丁寧な支援を実施する必要がある。

今後の教訓でございまして、関係者とのネットワークの構築、教訓の共有、被災者の方が全国的に避難した場合などに、避難者への情報提供や相談体制を整備した今回の取り組みは、参考となり得るということでまとめております。

35ページへお進みください。「(4) 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積」の関係であります。

今後の課題の部分であります。イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真に掲げる取り組みの推進、○の2つ目、人材の育成・確保、国内外から人材が結集する国際的な研究、教育拠点の構築が課題とさせていただきます。

38ページへお進みください。ここからは「(5) 事業者・農林漁業者の再建」でございまして。

③今後の課題のところでございますが、事業者・農業者へのきめ細かな支援の継続、農地・農業用施設の整備、引き続き営農再開を推進する。39ページへ進んでいただきまして、外部からの参入、六次化施設の促進などです。森林・林業の関係でございまして、放射性物質の影響を受けておりますので、放射性物質対策と一体となった間伐等の森林整備や木材製品の安全証明、キノコの産地再生、漁業については、水揚げ・販路の回復などの重要な課題、こういった課題の指摘をしております。

今後の教訓でございますが、支援の有効性を高めるため、国や支援機関が事業者に対して、市場動向、返済計画への配慮など、情報提供・助言を積極的に行うことが必要、専門人材の発掘、活用などの指摘をまとめております。

43ページまでお進みいただきたいと思います。「(6) 風評被害・リスクコミュニケーションの推進」の関係であります。

今後の課題の部分ですが、いまだ根強く残る風評被害への対応を進める必要がございます。

今後の大規模災害に向けた教訓といたしまして、風評被害に対してでございますが、多様なメディアを活用した国内外に対する積極的な情報発信、こういったことが教訓として整理できるのではなかろうかということでございます。

46ページまでお進みいただきたいと思います。ここからは「5. 『新しい東北』の創造」についての部分でございます。

新しい東北の関係の③今後の課題は、これまで関係をつくってきて、御活躍等をいただいていたNPOと民間組織が、自立的・持続的に活動を行うことができる環境整備です。

今後の教訓といたしまして、多様な主体が平時から地域に根差し、活動し、連携しやすい環境整備が必要であるという指摘でございます。

48ページへお進みください。「6. ボランティア、NPO等の多様な主体との協働」であります。

今後の課題です。ボランティア、NPO等の果たす役割は大きい、多様な主体間の協力関係の確保・維持が必要であるとしております。

今後の教訓であります。平時から協力関係を可能な限り整えておく、関係者間で教訓・ノウハウを共有しておくことが必要であるというまとめ方をしております。

50ページへお進みください。「7. 復興の姿の発信、記憶・教訓の継承」であります。

51ページに今後の課題が記載してあります。再掲でございますが、風評被害への対策を進める、追悼・祈念施設の整備といったことが課題となっております。

53ページへお進みください。ここからが「Ⅲ. 復興を支える仕組み」として、財政、あるいは法制度に関するものをまとめて記載をした部分でございます。

53ページの一番下、まずは「1. 復旧・復興事業の規模と財源」であります。

これまでの取り組みと成果は、53ページから54ページに記載したとおりでございます。

今後の課題と教訓などがございますが、54ページの一番上、③今後の課題、復興・創生期間後も対応が必要な事業を整理し、これを確実に実施できるよう、復興を支える仕組みのあり方を検討するという課題でございます。

今後の大規模災害に向けた教訓でございますが、累次の大規模災害の復旧・復興施策について、不断の見直し・精査を行うことで、将来の大規模災害対応に生かすとさせていただいております。

55ページの真ん中から下、④教訓という部分がございまして、ここに○として、幾つか教訓を書いてございます。構成員の御指摘で、例えば○の2つ目、維持管理に課題が残ったとの指摘もございましたので、構成員の指摘も踏まえて、こういった将来への教訓の部分も盛り込んだ形にしております。御確認いただければと思います。

56ページであります。ここからは「2. 法制度」です。まず「(1) 復興特区制度」であります。

これまでの取り組みと成果は記載のとおりでございますが、②のところ、復興の円滑かつ迅速な推進に貢献した。

③今後の課題のところではありますが、規制の特例などについて、対象地域の重点化、復興特区税制について、同じく重点化です。ただし、期限の延長について、適切な延長について検討すべきとしております。

④今後の大規模災害に向けては、この後の各制度にほぼ共通する言いぶりになっておりますが、災害の大きさや対応、被害の状況や地域特性に応じて、制度を検討することが効果的であるという教訓でございます。

58ページへお進みいただきますと「(2) 福島復興再生特別措置法」が出てまいります。

取り組みと成果は、58ページから59ページにかけて、記載しております。

59ページで、今後の課題でございます。先ほどの福島の原子力災害のパーツと若干重複がございますが、まず移住などの促進、新たな活力の呼び込み、営農再開、イノベーション・コースト構想、法律の計画の体系の見直し、風評被害への対策でございます。こういったことが課題として指摘をしております。

64ページまでお進みいただきます。64ページの一番下「(3) 東日本大震災事業者再生支援機構法等」でございます。

課題につきましては、64ページの下から65ページにかけまして、支援機構については、支援決定期限が2020年度末までと延長されておりますので、その間に支援措置の周知、できる限りの制度の活用、支援継続中の事業者を計画の完了まで支援するという課題でございます。

今後の教訓としましては、金融機関との情報共有・連携体制の構築などを掲げております。

66ページへお進みいただければと思います。「3. 自治体支援」であります。ワーキンググループでは、ここの中で特別な財政措置や人的支援、マンパワーの確保について御報告し、御議論いただきました。

③の部分ですが、復興・創生期間後の自治体支援のあり方について、引き続き検討です。

今後の教訓のところでございますけれども、○の2つ目、今後の大規模災害に備え、不足感が強い技術職員を自治体が確保・育成していく視点も必要であるということをお教訓として書かせていただいております。

自治体支援は、67ページ、68ページまで記載をしているところでございます。

69ページへお進みいただきたいと思います。「おわりに」の部分であります。

第2段落目であります。最後の取りまとめ的なコメントといたしまして、復興施策は、おおむね効果を上げている。復興・創生期間内にできる限りの取り組みを進めることが必要である一方で、復興・創生期間後に残された課題があることも確認された。

次の段落、地震・津波地域と原子力災害被災地域についての対応が必要である旨を書いております。

次の段落でございますが、今後という段落です。今後、復興・創生期間後の復興のあり方について検討が進められ、令和元年中に基本方針が取りまとめられる予定であるところ、本報告書も踏まえ、検討が進むことを期待とあります。

次のなお書きでございますが、全国共通の課題である高齢化や人口減少といった現象が比較的早く進んでいた地域である。こういった地域特性も踏まえて、復興が進められてきた。課題先進地である被災地の今般の復興の経験を踏まえ、地方創生の加速化を図り、全国的なモデルとなるような復興を成し遂げていくことが引き続き期待される。ここは、ワーキンググループでの構成員の御発言等を踏まえて、書かせていただいております。

さらにとり段落であります。3行目、今後の災害対策を見据え、東日本大震災から得られた教訓、ノウハウ・活動事例をアーカイブ化することは重要である。また、復興の取り組みに当たり、工夫・改善が図られるべき事柄があれば、将来への教訓とすることも必要です。

最後の段落、今回の報告、教訓等の一部を整理したわけでございますが、復興は、いまだ進捗の過程でございますので、検証はこの機会にとどまらず、今後も続ける必要がある。今後、復興庁や関係機関において、引き続き教訓等の収集を期待、また、復興に携わるさまざまな主体による振り返り、専門性に応じた詳細な知見の蓄積がなされることをあわせて期待するというまとめ方ではいかがかということでございます。

71ページからは、附属資料でございますが、ワーキンググループの過程で使用しました各指標につきまして、当初と現在どこまで進捗しているかというものを、一覧の形で分野ごとに整理したものでございます。御覧いただければ幸いです。

最後に、構成員の名簿、審議実績を資料としてつけまして、全体とするという構成にしております。

長時間いただきましたが、御説明は以上です。ありがとうございました。

#### ○秋池座長

御説明ありがとうございました。

それでは、取りまとめ案について、構成員の皆様から御意見をいただきたいと思います。

まず全体を少しずつ区切って、御意見をいただきたいと思います。最初に「はじめに」から「I. 概論」のところまで御意見があれば、お願いします。特にはないでしょうか。

そうしましたら、今、気づいて、大変申しわけないのですが、1つだけ、4ページの「I.

概論」の1ポツの最後のところに「未曾有の国難」となったとあるのですけれども、こういう表現を今まで使っていましたでしょうか。未曾有の災害と言っていたように思うのですが、お願いします。

○石田補佐

事務局でございます。

東日本大震災の直後に、中央防災会議の下に設置されました防災対策推進検討会議等の場で、このような表現が使われておりましたので、そちらを参考に、このような記載にさせていただきます。

○秋池座長

わかりました。

7ページまでのところでないようでしたら、次のところに行きまして、もし後で思うことがあれば、戻っていただいても結構です。

「Ⅱ．各分野における取組」の「1．被災者支援（健康・生活支援）」から「3．産業・生業の再生」までのところでお願いします。すなわち、26ページまでということになります。姥浦構成員、お願いします。

○姥浦構成員

1点だけ申し上げます。「2．住まいとまちの復興」でございまして、15ページでございしますが、成果のところ、基本的には量的にどうだったのかということで、整備が進んだという話を書いてございまして、これは基本的な情報として非常に大切だと思うのですが、もう一つ、重要なのは、一番最初にもお話にあった人口減少を考えますと、これが適切な量だったということが非常に重要だと思います。

特に例えば災害公営住宅の整備、戸数であるとか、防災集団移転促進事業の整備戸数は9割を超えているような、非常に適切な量がつくられたということで、ひと昔前でしたら、とりあえずつくっておけば、将来的な資産になるという考え方でしたけれども、そうではない、今の人口減少という中で、非常にうまく対応されたということで、このあたりについては、もう少し成果という点できちんと書いていいのではないかという気がいたします。

以上でございます。

○秋池座長

ありがとうございます。

事務局から、何かおありでしたら、どうぞ。よろしいですか。

○菊地参事官

結構です。

○秋池座長

わかりました。

藤沢構成員、お願いします。

○藤沢構成員

1点申し上げます。「心のケア等の被災者支援」に関して、これまでの災害だとあくまでも住宅再建が中心であって、その後の心のケアや、住民のつながりをつくる場所は踏み込めていなかったと理解しておりますため、今回、心のケアに重きを置いていただいたことは大変大きなことだと思っています。

そういった意味でネットワークの構築もそうなのですが、引き続き、生活再建にとどまらず住民同士のつながりでしたり、心の部分も含めた支援を今後起きる災害でも意識をしていくことが重要といった点を加えていただきたいと思います。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございます。

お願いします。

○増田座長代理

14ページの「2. 住まいとまちの復興」の枠で囲った④のところで、今後の大規模災害に向けた教訓とあって、内容どうのこうのではなくて、単純な質問なのですが、そこでこれまでの復興の加速化措置のノウハウとの継承はわかるのですが、事前準備に取り組んでおく必要ということで、事前準備はどんなことを意味しているのですか。

○菊地参事官

言葉が足りていなかったかもしれませんが、本文の16ページの下から2つ目の○、一番下の○、こういった候補地でありますとか、手順をあらかじめ確認しておくとか、こういったもののことを言うつもりでしたが、ちょっと丸め過ぎたかもしれませんので、工夫します。

○増田座長代理

多少そのあたりを書いておいたほうがいいのかもかもしれません。わかりました。ありがとうございました。

○秋池座長

それでは、私からですが、24ページの一番上の箱の中に「復興ツーリズム」という言葉がありまして、前は違う言葉だったと思いますが、これを修正していただいたと思います。ありがとうございます。この言い回しは、被災地の方がお聞きになっても、不快感をお持ちになる言い回しではないと考えてよろしいですか。

○石田補佐

事務局です。

復興ツーリズムという用語は、過去にも行政で使っておりましたので、こういった表現に改めさせていただいております。

○秋池座長

行政の方ということではなくて、実際に被災された方が、そういうふうにお聞きになって、不快でない表現であればいいと思った次第でございますけれども、大丈夫ですか。

○菊地参事官

恐らく大丈夫です。例えば岩手、宮城、福島、被災地においても、復興ツーリズムという言葉で活動されているところもございますので、そういうことで書かせていただきました。

○藤沢構成員

補足的ですが、ダークツーリズムという表現が問題になったことがあり、それを受けて福島県などではホープツーリズムという言い方をされています。復興ツーリズムというのは前向きな表現であり、不快感を与えない範疇の言葉だと個人的には感じています。

○秋池座長

ありがとうございます。

お願いします。

○奥審議官

御参考までですが、今、仙台市のホームページなどを見ますと、復興ツーリズムの推進という用語が記載されておったりしますので、自治体さんも使われている用語だと思います。

○秋池座長

ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

よろしければ、次に行きまして、後ほどありましたら、またおっしゃってください。

次は27ページ「4. 原子力災害からの復興・再生」について、御意見をいただきたいと思います。これは44ページまでのところですよ。

姥浦構成員が先で、次に藤沢構成員、お願いします。

#### ○姥浦構成員

このあたりは余り専門ではないので、あれなのですが、38ページ、もしくは36ページの四角の中の一番下でも構わないのですが、産業集積を支える人材の育成・確保が重要で、研究、教育拠点の構築が課題であるということで、これはまさにそのとおりだと思うのですが、これを実際にやるときに、何がポイントになるかということ、1つは、当然この研究であるとか、教育の仕事の場というか、拠点自体がどれだけちゃんとした機能を持つのかということが重要になってくるかと思うのですが、もう一つ、恐らく重要になってくるのは、こういうところに来る高度の人材の家族の人たちが、どこでどういうふうに生活するのかということだと思っていて、そういう人たちが住むことができる、楽しく住める、快適に住める、そういう場をどうちゃんをつくっていくのか。つまり産業教育拠点の構築とまちづくりというのが、恐らく一体として回っていく必要があり、特に福島の再生という点を考えると、その点が非常に重要になってくると思うので、ちょっと抽象的な話ですので、あれなのですが、何かそういう部分を1つ入れられるといいという印象を受けました。

半分感想でございますが、以上です。

#### ○秋池座長

貴重な御意見をありがとうございます。

藤沢構成員、お願いします。

#### ○藤沢構成員

2点あります。

1点目は、「事故収束（廃炉・汚染水対策）」に関してですが、一般的に、括弧で括られている「廃炉・汚染水対策」が特に注目されると思っています。今回のWGでは、この分野を専門とする方がいらっしゃらなかったこともあって、この場では十分な議論ができなかったというのが現状だと思うのですが、全体的な復興の総括という意味では、この部分は非常に重要な論点になりますので、表現としてはこれだと重要性があまりないと取られることを懸念しており、少し丁寧な表現を加える必要があると感じています。

例えば一部盛り込まれていますが、地元とのコミュニケーションの強化といった観点は

大事かと思えますし、実際には議論できていないため難しいかとは思いますが、非常に重要な課題だと認識しているということは、伝えていく必要があると感じております。

もう一点は、風評に関する今後の課題についてですが、最終的な販売先である消費者のところだけでなく、むしろその手前の流通段階で、実質よりもネガティブに評価されていることが問題だという分析もしていただいたと思います。ここでは、各流通段階に応じた取り組みを進めることが非常に大事だと感じており、そのあたりを丁寧に分析しながら、さらに深めていく必要があるということを表示していただくと良いのではないかと感じました。

以上です。

#### ○秋池座長

どうもありがとうございます。

ただいまの姥浦構成員、藤沢構成員の御意見に対して、事務局、何かおありでしょうか。

#### ○菊地参事官

国際協力研究拠点に来ていただきたい方々の生活環境、魅力的な住める環境づくりのような、そういう御指摘だったと思います。検討させていただければと思います。

藤沢構成員から、45ページの部分、その他、御指摘がございまして、45ページでいいますと「③今後の課題」の○の1つ目の4行目、生産・流通・販売の各段階に応じた取り組みなどを進める必要があるといった書きぶりをしておりますけれども、これで十分かどうかを検討させていただきたいと思います。

事故収束と30ページの放射性物質の除去のところもそうなのですが、この2カ所は、全体に比べてボリュームが少ないというのは、おっしゃるとおりでございまして、そうは申しましても、課題のところでありますとか、それなりにボリュームがございまして、御指摘を踏まえて、四角囲みの中も少しふやす方向で考えてはどうかと思っておりますので、後ほど検討させていただければと思います。

#### ○秋池座長

お願いします。

#### ○増田座長代理

今の関連で、その方向でいいと思うのですけれども、ここと1つ先のところだけ、教訓がないのです。教訓というのは、非常に書きにくいことはよくわかります。教訓を導き出すまでに至っていないこともあるし、今後、恐らく大規模災害というのは、いろいろと起こり得るので、それに向けての教訓なのですが、またこういう原発事故があったとして、どうするかということ、ここであえて書くのかどうかということもあって、本質的な議

論なのですが、しかし、教訓がないのかというところも若干気になります。

○秋池座長

次官、お願いします。

○末宗次官

まさに増田座長代理が御指摘のとおりでして、こここのところは、まだ時間がかかるわけなのですが、今後やるに当たって、同じ過程の中でも、もう少しこうしておいたほうが、後の改善につながることはあるのではないかという問題意識は持っていました、したがって、関係省庁にも何がしかないかということは、実は投げかけているところです。おっしゃるとおりで、ここだけないというのは、我々も気がついていましたので、指摘をいただいたところですので、できれば自然災害とはちょっと違うのですけれども、10年間やってきている中で、例えばごみについても、引き続いてやらなければいけない。そのときに、どういうふうにすると、より福島県以外でも進むかとか、そういう意味での教訓があり得るのではないかとか、そういう観点では、少し検討したいと思います。

○増田座長代理

私も答えがないので申しわけないのですが、単なる形式論で、ここに教訓が書いていないから、無理やり書いてくれとも言いがたい話ですし、現在進行形でもありますので、そういう意味で、教訓まで導き出すに至っていないという言い方もあるかもしれませんが、今、次官がおっしゃったように、政府部内のいろんなところに投げかけて、返事をもらって、その上で、ここがほかとは何らかの形で違うというか、全体のトーンというか、規律が違うことを整理して、答えを用意しておく必要があると思います。今、まさにいろいろ闘っているみたいなのがあるのは事実なので、それはすごく強調しておいたほうがいいのだらうと思います。

原子力を見て、ゼロリスクはないということは、後世に伝える大きな教訓的なことでもあるし、何か結びつけられることもありそうな気がしますし、問題提起だけですけれども、今、次官がおっしゃったように、そのあたりは、少し御検討いただければと思います。要はそのあたりも十分に意識した上で、こういう整理をしているという形にする必要があると思います。その点、よろしく願いいたします。

○秋池座長

どうもありがとうございます。

この部分につきまして、今の時点ではよろしいでしょうか。

そうしましたら、次に進みたいと思いますが、「5. 『新しい東北』の創造」から「7. 復興の姿の発信、記憶・教訓の継承」までについて、御意見をいただきたいと思います。

すなわち45ページから52ページまでのところになります。

増田座長代理、お願いします。

#### ○増田座長代理

気がついたことだけですが、今の該当箇所の最後「7. 復興の姿の発信、記憶・教訓の継承」のところで、事前に事務局の方に申し上げておきましたけれども、アーカイブの話でございます。

「おわりに」のところ、この文章でいうと、後のほうになりますが、69ページの一番下の行のところに、震災のアーカイブ化のことが触れられているので、ここで問題意識をきちんと持って書かれてはいるのですが、一番の該当箇所は7. の継承のところだと思うので、ここでも震災のさまざまな事象をアーカイブ化して、次世代に伝えておくということは、触れておいたほうがいいのではないかと。双葉町で、今、ちょうどそういう施設をつくらせておりますので、こちらでの記載をどうするかも、御検討いただければありがたいと思います。

#### ○菊地参事官

御指摘を踏まえて、検討いたします。

#### ○秋池座長

お願いします。

藤沢構成員、お願いします。

#### ○藤沢構成員

2点ございます。

新しい東北のテーマの中でNPOについて触れられていますが、NPOの動きに関する課題について別に記載いただいているページがありますので、そちらに基本的には集約していただき新しい東北についてのページでは、これまで出来たモデルが幾つもありますので、それらを普及する、東北で生まれたものを広げていくことが課題であることを特に言及いただければと思います。

もう一点、「7. 復興の姿の発信、記憶・教訓の継承」の部分になりますが、課題として、風評被害と祈念施設の推進となっており、今後に向けたノウハウの取りまとめは入っているのですが、今週末の台風19号の被害も含めて、今後も災害が多く起こる日本においては、東北で培ったさまざまな知見がありますので、それを残していくということに触れていただくのが大事だと感じています。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございます。

姥浦構成員、お願いします。

○姥浦構成員

1点だけですが「7. 復興の姿の発信、記憶・教訓の継承」のところで、成果のところであるとか、今後の課題のところは、どちらかというところ、施設の整備を書いておりますが、恐らくその下のポツにも書いてあるように、教訓をどうつなげていくのかという、ソフトの部分が非常に重要になってくると思います。その中で、国とか、自治体などが何を伝えるのかということに加えて、民間とうまく連携しながら、これをつなげていくのかというところも非常に重要だと思いますので、民間団体が参考にできるようにということはあるのですけれども、民間団体が主体的に、もしくは公共と民間が連携しながら、こういうものやっていくということについても、一言入れておいたらいいのではないかと思います。

以上でございます。

○秋池座長

ありがとうございます。

事務局からはよろしいですか。

○菊地参事官

御指摘を踏まえて、検討したいと思います。

○秋池座長

ありがとうございます。

ほかにおありでしょうか。

よろしければ、最後に「Ⅲ. 復興を支える仕組み」から最終ページまで、53ページから70ページまで、御意見があればお願いいたします。

藤沢構成員、お願いします。

○藤沢構成員

1点だけ申し上げます。「1. 復旧・復興事業の規模と財源」の「④今後の大規模災害に向けた教訓」のところですか。教訓についてかなり細かく書いていただいております、特に大事だと思ったのは、今後の大災害に向けて財源確保のあり方についても、不断の議論を重ねておくことです。今回、財源がどうであったか、どうあるべきかということ、余り踏

み込み切れていなかったと思いますが、非常に大事な議論だと思っており、そういう意味では、財源について、普段の見直し・精査を行うということを盛り込んでいただくのも1つの考えではないかと思っております。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございます。

姥浦構成員、お願いします。

○姥浦構成員

66ページと67ページに2点ございまして、1点目は66ページの四角に関してなのですが、その前に68ページで、○の下から2番目のところですが、民間による自治体支援という選択肢もあるのではないかとということで、申し上げて、入れていただきました。どうもありがとうございます。

個人的にこれは重要だと思っておりますので、もしよろしければ、概要のところにも、自治体が確保を育成していく、または民間と連携しながらという一言を入れていただけるといいのではないかという気がいたします。

平時のときに、小規模自治体をどう維持していくのかという観点で、専門職の職員の方をなかなか雇用できないというか、維持できない中で、どうしていくのかという、恐らくそういう課題などとも非常にリンクする話だと思いますので、入れていただけるとありがたいという気がいたしました。それが1点目でございます。

もう一点目は、私というよりは、藤沢構成員が前回おっしゃったところなのですが、67ページの「②成果」のところ、取り崩し型の復興基金は、弾力的に活用されているということが書かれておりますが、復興基金の枠組みが中越の枠組みと違う枠組みでしたという話を、恐らく前回されていたと思うのですが、これでいいのですか。それでどうだったのかということについて、検討する必要があるのではないかと話だったと、私は勝手に解釈していました。

これも又聞き程度で、私は余り知識がないのですけれども、中越の場合は、自治体がなかなかお金を出せないようなところにも、お金を出すということで、間に1つ入れてやったというところに、大きな意味があったと理解しております、例えば政教分離で云々とか、そういう話もあったかと思いますが、そういうものと今回の違いがどこだったのかということについて、検証はこれからなのかもしれませんけれども、もし第1弾的に何かあるのであれば、そのあたりも含めて、お書きいただけるといいのではないかという気がいたしました。

これは私というよりは、藤沢構成員のほうがあれかもしれません。済みませんが、もしあれば、お願いします。違っていたら、御指摘ください。

○秋池座長

お願いします。

○藤沢構成員

これまでも少しやりともさせていただいて、復興基金について、適切な措置を検討する必要があるということを入れていただきました。

姥浦構成員がおっしゃっていただいたように、財団をつくって行う方式と行政が直接行う方式で、今回どちらもとれたのですが、結果的に行政側が全て自分たちで運営するという形式になっています。そのあたりの検証は必要だと思いますが、そこまで細かく書くまでには至らないと思っていて、68ページに入れていただいているので、一旦それでよいとは思っているところですが、何かございましたらお願いします。

○菊地参事官

補足で事務局から御説明しますと、東日本大震災の前に措置された基金は、金利が今ほど低くなかったものですから、運用型でした。つまり自治体が原資を措置してもらって、それを別法人の財団法人に預ける格好で、そこで資金運用をして、金利を使って、さまざまな復旧・復興事業に充てるという仕組みでした。

東日本大震災のときは、低金利、今のような状況になっておりましたので、自治体に直接現金交付がされて、基金をつくって、自治体が執行するという格好になっていた、そういう違いがあります。

取り崩し型復興基金は、東日本大震災でも、自治体が自分で執行してもよいし、別途、財団を設けて、そこに執行を任せてもよいし、そこは自由であるという説明が当初からなされていきましたので、あとは自治体の御判断で活用することができていたということがございます。それが事実関係の経緯であります。

今回の報告書では、先ほど藤沢構成員からもお話がございましたように、68ページの一番最後のところに、復興基金の設置の例がございますので、適切な措置を検討する必要があるということで、まとめて書かせていただいたという経緯でございます。

○秋池座長

よろしいですか。

○姥浦構成員

はい。

○秋池座長

ありがとうございます。

増田座長代理、お願いします。

#### ○増田座長代理

この点に触れておいたほうが良いと思って、あえて申し上げますが、55ページ、先ほど御説明があった「④今後の大規模災害に向けた教訓」の2つ目の○のところで、「一方で、自治体負担がほとんど生じなかったこともあり、結果として、多くの公共施設等が復興事業として集中的に整備され、被災自治体にとって将来の維持管理に課題を残したとの指摘もある」ということで、これが将来ほかで大規模災害があったときに向けての教訓ということで、今後の課題のところであれば、これは課題にもなり得ると思うのですが、維持管理をどうするかということを、今後、検討する必要があるとか、そういう格好で、課題のところにも書いておいてもいいぐらいの話だと思うのですが、あえてそこで書かなくても、誰も思っていることだとは思いますが。多少指摘もあるということで、言い切っていないので、少しちゅうちょもあるかもしれません。

私の理解するところ、ほかの構成員の言われていたことも含めて、こういう記述になっているのですが、ストックマネジメント、要は建設だけではなくて、今、インフラ系は、ストックマネジメントが非常に重要なので、維持管理のことも含めて、トータルで整備をするかどうかという判断が必要なのと、維持管理が一番問題になってくる、延命措置を講じて、できるだけ財政支出を抑えて、長持ちさせるようにしながら、維持管理を低コストでしていく、そういった操作が必要になるものは、でき立てのころは、管理費用も非常に抑えられるわけですが、問題になってくるのは、2040年、2050年ごろとなると、そのときのこの地域の人口は、今よりも2割、3割以上減る中で、相当な量のインフラストックを抱えていくことになるので、将来に向けての教訓、指摘もあるということですが、これはぜひ重く受けとめる必要があるのではないかとということと、今後の課題のところ、どういうやり方でやるかの検討も一方で必要だと思います。

私が言いたいことは、あえて今後の課題のところに書かずとも、教訓で、こういう指摘もあるということが書かれているので、こういうことでよろしいかと思えますけれども、これは今後の主に維持管理のほうですから、自治体で考えていくことが中心にはなってくると思うのですが、両者、国も自治体も、このあたりについては、今後の課題として、よく考えておく必要があると思いますので、あえて、この点は、御指摘をしておきたいと思えます。

#### ○秋池座長

どうもありがとうございます。そのとおりだと思います。

Ⅲ章のところではなくて、全体を振り返って、改めて何かお考えがありましたら、お聞かせいただければと思います。この案について、おありでしょうか。よろしいですか。

どうもありがとうございました。取りまとめに盛り込むべきところは、出そろったようですので、議論については、ここまでとさせていただきますと思います。よろしいですか。

今後については、本日、皆様からいただいた御意見を事務局にて反映して、皆様に御確認いただいた上で、最終的な取り扱いにつきましては、私と増田座長代理に御一任いただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○秋池座長

ありがとうございます。

今後の流れについて、事務局から補足説明をお願いいたします。

○菊地参事官

本日、座長、座長代理に一任ということにさせていただきました。

今後でございますが、来週の23日に親委員会である、復興推進委員会が開催される予定です。最終的に取りまとめられた総括の報告書を、秋池座長から報告していただきたいと存じます。

報告書は、さきほど、皆様からいただいた御意見を反映し、座長と御相談して確定することになりましたので、それまでの間は、机上配布資料として非公開の扱いとなるということになりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

私からは、以上になります。

○秋池座長

それでは、本日はこれまでとさせていただきます。

未曾有の大災害である東日本大震災からの復興施策を総括するため、構成員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、短期間に5回も会議がありまして、その中で、使命感と緊張感を持って御議論いただきまして、まことにありがとうございました。特に先生方には、専門的な視点、有識者としての視点を持って御意見をいただきましたこと、御礼申し上げます。

それから、事務局の皆様には、短期間に膨大な作業をしていただき、本当にありがとうございました。短い期間でございましたので、ありがたく思っております。

この後、本日のワーキンググループの概要について、事務局からブリーフィングを行います。

また、議事概要を速やかに公表いたします。

議事録も作成の上、公表いたしますので、構成員の皆様におかれては、内容の御確認に御協力をお願いいたします。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

○菊地参事官

秋池座長、ありがとうございました。

ワーキンググループの最後に、末宗次官から、一言、皆様に御挨拶を申し上げます。

○末宗次官

今、座長からお話がありましたけれども、7月22日の第1回から、きょうは5回目ということで、3カ月の間に、かなり強行に、しかも、現地調査も含めて、構成員の皆様方には、大変熱心にまた精力的に御議論いただきまして、どうもありがとうございます。

事務方では気がつかない点について、多々御示唆、御指摘をいただきまして、その都度、宿題返しをしながら、取りまとめをさせていただいたところでございますけれども、きょうもいろいろと御指摘をいただきました。おかげさまで、大分中身の濃いものに取りまとめさせていただいたのではないかと考えております。

復興庁といたしましては、年に1回、東日本大震災基本法に基づいて、進捗状況を国会報告するようになっております。それは年に1回ということですので、毎年ごとの進捗をお示しするという意味では、アニュアルレポートということでございますけれども、今回、先生方に取りまとめいただいたのは、8年半、発災から現在に至るまでのストックについて、幅広く取り組み、成果の検証、さらにはこれからの復興・創生期間後の課題をまとめていただいたわけですし、本邦初という意味では、今後の大規模災害に向けての教訓、これを網羅的な形でやったのは、今回初めてでございますので、そういう意味でも、いろいろな角度から御指摘をいただき、新しい観点も入ったものだと思っております。

今、申し上げました、今後の大規模災害への教訓というのは、ちょうど台風19号など、大規模災害が多発している中で、役立てていく必要があると思っておりますし、今回いただいたものをベースにして、別途の検討会議でございますけれども、今年度、来年度にかけて、教訓ノウハウ集をまとめようと考えております。それはもう少し具体的な形のものをまとめようと思っておりますので、今回いただきました教訓というものは、基本的な骨格になるものだと思っておりますので、今後の教訓ノウハウ集の取りまとめにおいても、参考にさせていただけたらと考えてございます。

先ほど事務方から申し上げましたけれども、今後の道行きとしては、23日に、秋池座長、また申しわけございませんが、親委員会で御報告をいただきまして、その上で、政府としては、年内に復興・創成期間後の復興の基本方針を取りまとめることとなりますが、第1部がこれまでの総括、第2部が今後の基本方針ということですので、今後の復興の基本方針を進める上での重要なものを取りまとめていただいたと思っております。年内の基本方針において、今回、お取りまとめいただいた総括をできるだけ反映するように努めたいと思っておりますので、その観点からも御礼を申し上げたいと思っております。どうもあ

りがとうございます。

○菊地参事官

以上をもちまして「東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ」を閉会いたします。皆様、ありがとうございました。

(以上)